

2021～2022 年度運動方針

基本認識

サービス連合は結成20周年を迎えました。20年の節目にあたり長期ビジョンを掲げ、10年後のあるべき産業の姿、またそこで働く私たちの将来を見据え、中期的な目標を確認しました。

今期は、これらの新たな中長期の目標を実現させるため、1期2年の運動方針を提起し、その方針のもと活動を進めますが、現下のコロナ禍によって私たちのサービス・ツーリズム産業、特に観光関連産業は存亡の機に直面しています。については、直面するコロナ禍の課題を解決するとともに、長期ビジョンの実現を目指す基礎作りを運動の両輪と位置づけます。そのうえで運動を実現させるため人財や財政など限られた資源を集中し、現実的な対応と将来に対しての課題を解決していきます。加えて継続となっている課題解決にあたります。

コロナ感染症における影響については、実態を把握し、雇用対策、労働対策、産業対策の面で対策を講じていきます。特に、雇用に関わる問題は今後発生することが想定されることから、経営実態を常に把握し、そして事案発生時には迅速に対応できるような体制を構築します。あわせて労働組合の意義を再度見直し、組合活動として機能できるように、加盟組合への直接的支援をさらに強化します。

私たち労働組合の活動の基盤は、組合員の強固な団結です。組織力がなければ、労働条件の向上にむけた労使交渉、産業課題の解決にむけた政策要請など、産別として十分な効果を発揮することができません。労働運動にとって組織拡大はいかなる社会状況であっても歩みを止めるものではなく、厳しい環境下だからこそ、産業で働くものの結集が必要となります。第20回中央委員会で確認された2021年度から2030年度の「10万人組織へのプロセス」のもと、この2年間も組織拡大への取り組みを加速させます。特に未組織・未加盟の分野において、ターゲットに対する確実なアプローチや労働相談からの組織化にむけて取り組みます。

前述のとおり、この2年間はコロナ禍となりますが、コロナが収束したのち、産業が復調する時に備え、基幹産業としてのあるべき姿を描き、実現にむけた取り組みが必要です。中期的な賃金目標である「35歳年収 550万円」にむけ、賃金の分析、交渉への組み立てなど、必要な調査を継続し、学習機会の設定など産別として取り組みます。政策の課題については、産業政策、労働政策、社会政策を一括で議論できる仕組みづくりに着手します。

また、私たちは労働団体として社会との共生、連帯の精神のもと、多様性を認め合い、包摂的、持続可能な社会の実現にむけた、取り組みもすすめていかなければなりません。

については新たな長期ビジョンや中期的な目標は、それぞれの項目が密接に関連し、また相乗効果を生み出すことから、2021～2022年度の運動方針はつぎのとおりとします。

①新型コロナウイルス感染症への取り組み ②現況への取り組み ③将来を見据えた取り組み ④組織拡大の取り組み ⑤包摂的、持続可能な社会にむけた取り組み の5つを項目とします。

具体的な運動の進め方

1. 執行体制

(1) 執行体制

中央執行委員会は、サービス連合の業務執行および円滑な活動促進にむけて取り組みます。また中央執行委員会を補完する機能と位置づけ、四役・事務局合同会議を実施し様々な執行課題について議論をおこないます。

地方組織として北海道・東日本・中部・西日本・九州・沖縄の6地連を設置します。ただし、支部については、これまでの活動経緯など整理・検討し、設置はいたしません。地連においては、引き続き各種会議体の開催をつうじ、地連における運動方針の推進を担います。

今期は専従者を本部に一本化します。すべての加盟組合との対応窓口は本部が担うこととし、各加盟組合に本部から担当者を配置します。

コロナ禍において加盟組合では雇用問題等が発生しており、それら組織問題に対応するため新たな局として雇用対策局を新設します。それぞれの局の役割は以下のとおりとなります。

- ・組織局は、10万人組織のプロセスの実現にむけ、組織拡大を主たる業務とします。また本部役員を対象にオルガナイザー育成に取り組みます。
- ・政策局は、産業課題をふまえ、政策の策定と実現を主たる業務とします。実現にむけては連合など共闘団体との連携をおこないます。
- ・労働条件局は、春季生活闘争に係わる方針策定及び活動をはじめ、労働条件や労働法制に関する事項を主たる業務とします。また男女平等参画に関する事項に取り組みます。
- ・雇用対策局は、すべての加盟組合の組織問題対応ならびに組織強化を主たる業務とします。

なお2023年以降の組織の在り方については、組織検討委員会（仮称）を設置し、組織の在り方を根本から見直し、検討をおこないます。1年をかけて検討をおこない2022年7月開催の第22回定期大会で提起し、加盟組合における組織討議の後、2023年1月の中央委員会で確認します。

(2) 専門委員会・会議体の設置

運動の着実な前進をはかるため、執行課題の議論を目的として専門委員会・会議体を設置します。2021～2022年度に設置する専門委員会・会議体は以下のとおりです。

① 中闘組織会議

中央闘争委員会構成組織の代表者と、産別活動の推進、徹底と情報共有をおこなうことを目的に設置します。

② 組織拡大委員会

未組織対策および未加盟組合における具体的な手法、企業内および関連企業においては取り組みの支援について議論をおこない、組織拡大の取り組みを推進します。また、派遣添乗員の未組織企業にたいする組織拡大への取り組みを推進するため、派遣添乗員ネットワークを設置します。

③ 労働条件委員会

春季生活闘争方針議論や労働条件全般に関する方針策定に取り組みます。

④ 男女平等参画委員会

長期ビジョンに掲げる多様性の実現にむけ、男女平等社会の実現と両立支援、男女平等に

かかわる政策制度要求の立案に向けた議論、女性組合員の積極的な参加や女性役員数の拡大などに取り組みます。

⑤観光政策委員会

観光産業に関わる政策を立案するために観光政策委員会を設置します。

⑥物流政策委員会

国際航空貨物業に関わる政策を立案するために物流政策委員会を設置します。

(3) 業種別委員会の設置

観光産業および産業特有の課題について、情報共有や意見交換をおこなうことを目的に、ホテル・レジャー委員会及びツーリズム委員会を設置します。

国際航空貨物業および産業特有の課題について、情報共有や意見交換をおこなうことを目的に、国際航空貨物委員会を設置します。

また、ホテル・レジャー業の業態別小委員会として、リゾート・旅館委員会を設置します。

2. 財政方針

(1) 財政方針

新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、加盟組合での組合員の減少が顕著に現れています。長期ビジョンにもとづく運動方針の実現にあたって、サービス連合の活動は加盟組合の会費によって支えられています。今期の活動については、限られた資源を集中し財政支出に取り組むほか、全体的に経費節減につとめます。

(2) 登録人員の適正化

規約に基づき、90%の登録人員とします。厳しい産業環境にありますが、加盟組合の理解のもとで、会費の定期的な納入についても協力を求めます。

(3) 組織共済

共済掛金として正加盟組合の組織人員100%の人員登録で1人年額100円を徴収し、安定的な運営につとめることとします。

具体的な運動の課題

1. 新型コロナウイルス感染症への取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサービス・ツーリズム産業への影響に対して、必要な対応を優先しておこなうこととし、今期は機関会議で、雇用対策、労働対策、産業対策の議論をおこない、対策を講じます。

加盟組合の状況を、定期的、継続的に把握します。特に雇用問題や組織問題への対応は、新設する雇用対策局が速やかに対応し具体的な支援をおこないます。

国の支援策や感染対策などの状況を踏まえて、必要な対応を適時的確におこないます。特に産業の存続にかかわる課題など、緊急性を有する対策については緊急要請として速やかに実施します。緊急要請の行動は、速やかに国政政党や行政官庁などに対して実施することとし、実現にむけて取り組みます。また旅行業、宿泊業、国際航空貨物業の業界団体に対して要請内容への理解を求めるとともに、産業の課題を共有し、課題解決にむけて取り組みます。

要請行動に加え、サービス・ツーリズム産業の現状や社会的有用性を世論に訴えることとし

ます。

2. 現況への取り組み

この2年間は非常に厳しい産業環境であることは明白であり、これまでの活動の単なる継続ではなく、活動について優先度合いの高い物事から着手する必要があります。産業を取り巻く環境が、労働環境にも影響を及ぼすなかで、労使での交渉はこれまで以上に、着実に丁寧に実施することが求められます。一方で、程度に差はあるものの交渉への体制が構築できていない加盟組合も存在します。労働運動の基礎知識の理解、習得をつうじ、加盟組合の体制支援、関連する人財の育成に取り組みます。

(1) 組織強化

今期は、すべての加盟組合に本部専従者を担当として配置することとします。まずは、各加盟組合における実態や課題を把握することとします。

課題に対しては「加盟組合の傾向と対策」も活用しながら、加盟組合とともに課題解決にむけて、具体的な対応策を講じます。また組合活動の土台となる知識の習得については、日頃の加盟組合訪問のなかで、必要におうじ個別に研修の機会を設けます。

(2) 加盟組合への情報発信

情報発信にあたっては、情報の受け手である加盟組合が「知りたい」という観点、発信者であるサービス連合が「伝えたい」という観点から、内容の整理をおこない、適時適格な広報活動をおこないます。

(3) 春季生活闘争・秋闘

業種によって企業状況が異なるなかにあるものの、コロナ禍において切り下げられた労働条件は回復させたいと、将来を見据え、魅力ある産業の実現にむけて、すべての加盟組合がさらなる向上に取り組むこととします。また、コロナ後の復調に備えるとともに、この産業に働くものの生活と事業を守ることを第一義として取り組みを進めます。

(4) 中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」にむけて

中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、加盟組合が主体的に取り組むために、すべての加盟組合が賃金実態を把握できるよう支援を行います。また、加盟組合での要求水準検討に活用できるように賃金実態調査資料を発行するとともに、「指標」を策定します。

3. 将来を見据えた取り組み

第20回中央委員会で確認された長期ビジョン、その考えにもとづき第21回定期大会で確認される中期的な目標にもとづき、短期的な視点ではなく中長期の視点での運動に取り組みます。今後、コロナ感染症が収束したのち、産業が復調する時に備え、基幹産業としてのあるべき姿を描き、実現にむけて、この2年間は基礎作りと位置づけます。

(1) 人財育成

加盟組合での活動、産別での活動を、将来にわたって牽引する人財が、労働運動の推進の要となります。組合役員として必要な知識習得とともに将来の産別活動を担う人財育成に取り組みます。

(2) 中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現

魅力ある産業の実現にむけ、「指標」を活用して加盟組合が主体的に目標を策定して取り組むことができるよう支援をおこないます。取り組みにあたっては、賃金についての理解を深める必要があることから、賃金学習会を開催し賃金制度に精通した人財の育成につとめます。

(3) 総実労働時間1800時間にむけて

第4期時短アクションプランに基づき、加盟組合が主体的に取り組むこととします。年間総実労働時間実態把握の実施を継続し、加盟組合の取り組み支援となるよう分析をおこないます。また、2021年度で第4期時短アクションプランが終了することから、現下の状況を踏まえつつそれ以降の取り組みについて検討します。

(4) 労働条件・労働法制に関する取り組み

労働法制については学習機会を設定し理解を深めるとともに課題について議論等をおこないます。また、法改正に応じたサービス連合の対応方針を策定し、速報等を活用し加盟組合に早期に示すこととします。

隔年で実施している労働条件調査について取りまとめ、調査資料として発行します。また、2021年7月に改定した「諸基準」集についても周知をおこない、加盟組合での活用を促進します。

(5) 男女平等参画の実現

男女平等参画の必要性の理解浸透に努めます。また、加盟組合の好事例や法改正の情報共有をおこなうため、引き続き「男女平等推進NEWS」を発行し、加盟組合の取り組み推進の支援をおこないます。

(6) 政策立案

今期より政策の範囲を広め、「産業政策」に加え、「労働政策」と「社会政策」を加えた3つとします。

①産業政策

観光政策と国際航空貨物業の政策を立案し、「サービス連合の政策」として取りまとめます。立案の際は「観光立国の実現に向けたサービス連合の基本方針」ならびに「国際航空貨物業における政策の実現に向けたサービス連合の基本方針」に基づき策定することとし、2021年度からの4年間は、2020年度に策定した「サービス・ツーリズム産業のビジョン2030」を活用します。

②労働政策・社会政策

労働政策はこれまでの労働条件の整備と向上にむけた取り組みを踏まえ、サービス・ツーリズム産業で働くものの働き方改善や雇用を守るため、政策立案の議論をおこないます。

社会政策はサービス・ツーリズム産業で働くものが安心して暮らし続けられる社会の実現にむけて、社会保障などについて政策立案の議論をおこなうこととします。

それぞれの取り組みにあたっては、必要におうじて連合の担当局と連携をおこないます。

(7) 重点政策

「サービス連合の政策」の中から特に重要な項目を抽出し、重点政策として取りまとめます。2020年度に確認した位置づけに基づき、計画的に策定にむけて議論をおこないます。策定段階から、政策顧問から助言を受けることや、観光庁など省庁の立案担当者との意見交換、情報収集をおこない、客観的データを踏まえて策定します。

(8) メニュー表示適正強化

2013年に発生した食品表示問題を風化させず、再発防止にむけた点検活動を継続しておこないます。

(9) 政策実現

政党や行政官庁に対し、定期的な要請行動をおこないます。

① 政党・国会議員

政党や国会議員との関係を構築し、政治的側面から要請をおこないます。

② 関係省庁

定期的に要請行動をおこないます。また、観光庁を始めとしたサービス・ツーリズム産業に関わりの強い各省庁との関係を深めるため、日常的な意見交換をおこないます。

③ 業界団体

旅行業、宿泊業、国際航空貨物業の業界団体と日常的に意見交換をおこない、連携を強化します。公益社団法人日本観光振興協会とも、連携を強化します。

各種業界団体とは、定期的に協議する場の設定に取り組み、とりわけ今期は、旅行業の加盟組合企業が多く加盟するJATAと協議の場を設定にむけて取り組みます。

④ 世論への訴えかけ

積極的な要請行動や記者会見をおこなうなど、世論への発信に取り組みます。

⑤ 政策推進議員懇談会

「サービス連合政策推進議員懇談会」をつうじた政策勉強会を定期的で開催し、政策実現にむけて取り組みます。

4. 組織拡大の取り組み

労働組合の活動の基盤は、組合員の強固な団結です。産別運動の推進にあたって、産業をとりまく環境が厳しいときこそ、産業で働くものの結集が必要となります。第20回中央委員会で確認された2021年度から2030年度の「10万人組織へのプロセス」のもと、この2年間は組織拡大、特に未組織対策に全力で取り組みます。

目標については、2021年度の組織登録人員が減ることと今期は未組織対策への足固めをおこなうことが必要であり、2023年7月で組織人員50,000人とします。

(1) 未組織対策

対象企業に関する情報収集を強化します。人脈や業務上の情報を有効に重ね合わせた情報ネットワークづくりは急務であり、すべての加盟組合に協力を要請します。組織拡大委員会を定期的で開催し、情報の共有、行動計画の企画、立案をおこない、行動をおこないます。地連にもこの取り組み内容は適宜共有し、情報収集などの取り組みをおこないます。労働相談体制についても、ホームページやSNSを活用したアピールをおこなうとともに、顧問弁護士を活用した相談体制を実施します。

連合、地方連合会との連携を構築し、関連する業種の情報連携をはかります。

組織化担当者の知識習得と経験を共有することを目的とした「オルガナイザー研修」を定期的で開催します。

組織化の過程等で個人での加盟をおこなうケースもあることから、サービス連合ネットワークユニオンでの活動をおこないます。

(2) 未加盟組織の加盟促進

未加盟組織のサービス連合加盟にむけ、対象組合の訪問をおこない、加盟意思の確認または可能性を模索していきます。また、連合（地方連合会）直加盟の組合に対しては、連合との連携をはかり取り組みを進めます。

(3) 企業内の組織化ならびに関連企業の組織化

この2年間、未組織対策を重点に活動をおこなうこととするため、企業内での組織拡大については、加盟組合での取り組みとします。なお、組織拡大に関する必要な支援についてはおこないません。

5. 包摂的、持続可能な社会にむけた取り組み

労働運動を前進させるにあたり、労使関係のみならず、社会との関わり的重要性を忘れてはなりません。社会との共生、連帯の精神のもと、多様性を認め合い、包摂的、持続可能な社会の実現にむけ、取り組みます。

(1) 男女平等参画の実現

多様性を認め合う包摂的な社会の実現にむけて、2021年7月に策定した「サービス連合・男女平等参画計画」に基づき、男女平等参画の定着をめざし取り組みます。取り組みにあたって、地連とも連携し、加盟組合に対して計画の周知と男女平等参画の必要性の理解を深めるための支援をおこないます。サービス連合の男女平等参画には加盟組合の取り組みが欠かせないことから、加盟組合においては、「自組織振り返りチェックシート」ならびに「アクションシート」を活用し、自組織の実態を把握するとともに主体的に計画を策定して取り組みを進めます。加盟組合が把握した実態や、策定した計画については男女平等参画NEWS等を活用して共有し、相互に参考にできるようにします。

ワーク・ライフ・バランスの実現は多様な働き方を可能とするうえでも重要なことから、コロナ禍における実態を把握し、課題について議論をおこないます。また、「サービス連合・男女平等参画計画」策定の過程で整理した課題の中から、政策につながるものについて議論を深めることとします。加えて、法改正などの動向を注視し、必要な議論をおこないます。

(2) 情報発信

広報委員会にて、年度の広報計画を立案し、サービス連合新聞や速報の発行をつうじ、様々な活動について加盟組合へ周知をはかります。

対外的な発信は、記者会見の開催や国土交通記者会での発表などを活用します。また見解・談話は、時機を逃さず発信をおこないます。

(3) 明日づくりプロジェクト（社会貢献活動）の取り組み

本部に設置する「明日づくりプロジェクト推進委員会」のもと、ユネスコの活動支援やサービス連合エコライフ21活動をつうじ、関連するSDGsの項目達成にむけて継続して取り組むと共に、取り組みの意義について、加盟組合に対し社会貢献活動の目的、意義について、情宣をつうじ理解浸透をはかります。2019年10月に発生した首里城火災にあたっては、新たに首里城プロジェクトを設置しましたが、当面は活動を限定し、明日づくりプロジェクト内にて活動いたします。またこれまでの活動にくわえ、サービス連合が主体的、継続的に取り組みにかかわることを目的に、活動項目の整理、財政面での整備をおこないます。

(4) 連合

産業の現状や課題について、日常的な意見交換、情報収集をおこない、連合の政策・制度要求への意見反映をおこないます。また労働政策、社会政策の策定では、考え方や手法について連合の取り組みを参考に取り組みをすすめます。連合愛の 캠페ンや核兵器廃絶署名運動など、加盟組合の協力を求めるとともに、連合運動の意義について、加盟組合に周知します。

(5) 国際労働運動

IUFおよびITFの運動をつうじ国際労働運動の一翼を担うとともに、全世界の観光産業労働者の地位向上にむけ取り組みを推進します。

(6) 交運労協

政策集団である交運労協をつうじ、国土交通省関係部局への政策要求、国土交通政策審議会観光分科会での意見反映をおこないます。

(7) 自主福祉運動

自主福祉運動の助け合い・支えあいの精神は、労働運動の根幹であり、産業の環境が厳しいときこそ、運動への参画、推進をおこないます。特にろうきん、こくみん共済coopに参画する意義について、加盟組合にたいして広報誌での情報掲載にとどまらず、各団体との連携による学習会（セミナー）をおこないます。またサービス連合の自主福祉運動として、新たな休業補償制度をはじめとする団体生命共済の産別制度の検討をおこないます。

6. その他

(1) 株式会社フォーラムジャパン

派遣労働者の処遇改善や業界での地位向上のためには、産業の変化に対応し、時代に適した安定経営が不可欠です。引き続き株主として経営状況を常時把握し中央執行委員会に報告するとともに、法令遵守と経営基盤の安定にむけ、取締役会などをつうじて助言を行い会社経営にかかわっていきます。また、監査についても、監査計画を策定し、会計監査ならびに業務監査を実施します。

(2) 一般社団法人 サービス連合情報総研(SIR)

SIRは、産業の持続可能な発展に関わる問題を働くものの目線で分析し、労働調査や多様な人財の結集をつうじ、新たな価値の創造につながる提言をおこなうことを目的としています。サービス連合は、正会員としてSIRの自由な発想に基づく情報発信、研究などについての主体性、独自性を尊重し支援を行っています。また、監事として理事会への出席をつうじ意見反映につとめるとともに会計監査ならびに業務監査を実施します。

(3) 国連世界観光機関（UNWTO）について

観光産業の状況と将来をグローバルな視点で理解浸透をはかるためにも、賛助会員として活用検討会に出席し、議論、意見交換をおこないます。また、政策・制度要求や提言の実現にむけて、eライブラリーなどの各種データを活用します。

(4) 公益社団法人日本観光振興協会

観光立国の実現や、地域経済及び観光産業の発展並びに国民の生活及び文化の向上に寄与するとともに、国際親善に資することを目的としています。サービス連合としても引き続き、各種会議への出席をつうじ意見反映につとめます。

(5) 20周年記念事業の取り組み

結成20周年を記念して、これまでの活動を振り返り、記念誌の作成をおこないます。また

加盟組合をはじめ関係団体や行政のこれまでの支援、協力に感謝するとともに、新たな中長期の方針のもと、サービス連合の飛躍を誓う会としてレセプションを開催します。